

令和 4 年度

第 1 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 4 年 4 月 5 日（火） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 35 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 会長専決事項について(職員の異動について)

議案第 2 号 庄原市農地利用最適化推進委員の委嘱の同意について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農用地利用集積計画（4 月 28 日公告）の決定について

議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 7 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	植木 登夫	○		13	明賀 美伸	○	
2	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之		○	19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏 名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	松島 寛治	○	
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀		○
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年	○	
(西城出張所)				主任主事	藤原 直人	○	
出張所長	森田 一徳	○		(比和出張所)			
主 任	細川 美加	○		出張所長	坂口 登	○	
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也	○		出張所長	亀山 慎也	○	
主 任	仲田 順一	○		主 任	光永 稔彦	○	

事務局長	ただ今より、令和４年度第１回庄原市農業委員会総会を開催いたします。（午後１時３０分） 本日は７番の入谷委員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第６条の規定により、議長を務めていただきます。 （挨拶）
議長	それでは、会議を開会いたします。 ただ今の出席委員は２３名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。
議長	続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。９番森兼委員さん、１０番前田委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案第１号「会長専決事項（職員の異動について）」を上程いたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第１号「会長専決事項」について、庄原市農業委員会規則第１２条の規定に基づき農業委員会事務局職員の任免について、専決処分したので報告をいたします。 西城出張所の山口博昭出張所長が森田一徳出張所長に、 東城出張所の中島智治出張所長が佐々木敏也出張所長に、宮永竣介主事が仲田順一主任に、 口和出張所の麻尾浩祥出張所長が松島寛治出張所長に、 比和出張所の小田雅平出張所長が坂口登出張所長に、桑原惣主任が加川元暁主任に、 総領出張所の佐々木敏也出張所長が亀山慎也出張所長に、荻原綾乃主事が光永稔彦主任に変更となっております。
議長	このことについて、皆様からご質問等ございませんか。 （なしという声）
議長	それでは、議案第１号「会長専決事項」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。 （事務局職員自己紹介）

議長	続きまして、議案第 2 号「庄原市農地利用最適化推進委員の委嘱の同意について」を上程いたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局員 (本庁)	令和 4 年 3 月 4 日から 3 月 3 日までの募集期間の推薦及び応募の状況です。 資料のとおり、推薦が 1 件 応募が 0 件でした。 今回の応募者の詳細につきましては資料 1 ページのとおりとなっております。
議長	以上で説明が終わりました。何か皆様からご質問がありますか。 (なしという声)
議長	それでは、採決に移らせていただきます。 「庄原市農地利用最適化推進委員の委嘱の同意」について、同意することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	それでは、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号 59 から 61 の 3 件について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局員 (本庁)	(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様からご質疑・ご意見を受け付けます。
4 番木村委員	受付番号 61 について、資料の中に「譲受人は将来のことを考えると農業後継者がなく自らも高齢となったので所有する農地を減らしたい。」とあるが、どういうことか。
事務局員 (本庁)	資料に誤りがございました。 譲受人ではなく譲渡人の誤りです。訂正のほどよろしくお願いいたします。
議長	他にございませんか。 (なしという声)

議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第3条の規定による許可申請」について、受付番号 59 から 61 の3件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは受付番号 59 から 61 の3件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手多数、決定されました。
議長	続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画(4月28日公告)の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和4年3月期の申し込み分については、「令和4年4月28日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回は利用権設定(一般分)が合計54件、274,874㎡となっております。 以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。 皆様の方から何かご質疑等ございますか。 (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農用地利用集積計画の決定」について、提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号5から7の3件について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概要) 受付番号5

	位置等：説明資料の３・４ページに記載 転用事由：墓地 資金計画：全額自己資金 他 法 令：墓地埋設法協議済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み
事務局員 (東城出張所)	受付番号 6 位置等：説明資料の５・６ページに記載 転用事由：植林 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み その他：無断転用の為、顛末書の添付あり
事務局員 (比和出張所)	受付番号 7 位置等：説明資料の７・８ページに記載 転用事由：墓地 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み その他：第１種農地の不許可の例外に該当
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。何かございますか。
３番堀江委員	受付番号 6 について、植林したとのことだが苗の時点で撤去するのか、それとも放っておくのか。
事務局長	苗木の栽培となりますと山林ではなく別の地目になってしまいますので、このまま山林になるということです。 現場は山林と認められる状態だと思われますので、許可が下りれば地目変更の登記をされると思います。
議長	他にございませんか。

9 番森兼委員	受付番号 7 について、公図の中に申請地以外に〇〇番もあるように思えるが、どういうことか。
事務局員 (本庁)	〇〇番は申請地と●●番との間にある細長い地番となっております。
議長	他にございませんか。
	(なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第 4 条の規定による許可申請」について、受付番号 5 から 7 の 3 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。
	(なしという声)
議長	それでは受付番号 5 から 7 の 3 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号 42 から 51 の 10 件について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局員 (本庁)	受付番号 42 位置等：説明資料の 3・9 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み その他：転用事業の確実性を示す資料の添付あり 受付番号 43 位置等：説明資料の 3・25 ページに記載 転用事由：一般住宅

事務局員 (口和出張所)	資金計画：全額借入資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み 受付番号 44 位置等：説明資料の 3・26 ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：全額借入資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み その他：第 1 種農地の不許可の例外に該当 受付番号 45 位置等：説明資料の 3・27 ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：一部自己資金、一部借入資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み 受付番号 46 位置等：説明資料の 3・28 ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み 受付番号 47 位置等：説明資料の 29・30 ページに記載 転用事由：宅地拡張(物置、レンガ敷、砂利敷、植栽、物干場) 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認
-------------------------	--

事務局員 (総領出張所)	除外手続：除外見込み 受付番号 48 位置等：説明資料の 29・31 ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：全額借入資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み その他：第 1 種農地の不許可の例外に該当 受付番号 49 位置等：説明資料の 29・32 ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：全額自己資金、一部借入資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み 受付番号 50 位置等：説明資料の 33・34 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み その他：転用事業の確実性を示す資料の添付あり 受付番号 51 位置等：説明資料の 33・40 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み その他：転用事業の確実性を示す資料の添付あり
-------------------------	---

議長	以上で説明が終わりました。 皆様の方から何かご質疑・ご意見はございますか。
4 番木村委員	受付番号 48 について、説明資料の所在が〇〇番になっているのはどういうことか。
事務局員 (口和出張所)	説明資料に誤りがありました。所在が〇〇番とありますが、●●番が正しい地番です。〇〇番は分筆して田として残す土地となっております。
5 番三吉委員	受付番号 50 について、譲受人が利用するという図面や売買契約書の中に〇〇番は載っていないが、5 条で許可していいのか。
事務局員 (本庁)	〇〇番について売買契約書や中国電力との書類の中に含まれていませんが、進入路として利用するので、記載していないということを譲受人に確認しております。 受付番号 50 と 51 の申請地の間に細長い土地がありまして、雑種地になりますが、そこも合わせて購入されると聞いております。
5 番三吉委員	口頭では分かったが、資料に利用計画として明確に載っていない地番を口頭説明だけで転用許可を出していいのか。進入路ということであれば、こういった形で進入するからという理由があって初めて面積がわずかであっても 5 条として、直接的な目的ではないが太陽光発電業者が所有していいかという判断ができるのでは。 売り手としては残地も買ってくれということがあると思うが、5 条で申請する際はそこも具体的に説明をつけてほしい。
事務局員 (本庁)	以後気を付けます。 申請書の方には〇〇番が入っておりまして、配置図には載っていなかったのどのようなことなのかと譲受人に確認をしたところ、隣の雑種地も含めて購入して進入路として使いますと説明を受けましたので、そのまま提案させていただきました。
5 番三吉委員	そういう理由なのであればその地番も図に入れて、用途に進入路と入れるなどして付属的なものとして買いますということを、議案として出した際に言葉を足さなくても分かるようにしてほしい。
議長	他にございませんか。 (なしという声)

議長	今の質疑もお含みおきいただきまして、採決に移らせていただきます。 「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号42から51の10件を一括で採決してもよろしいでしょうか。 (はいという声)
議長	それでは受付番号42から51の10件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第7号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号47から49の3件について、事務局からの説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概要) 受付番号47 位置等：説明資料3・46ページに記載 潰廃事由：昭和50年頃から耕作しておらず、現在は竹林となっている。 現地確認：現地は、ため池の隣で低木、笹、竹が繁茂した原野となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 受付番号48 位置等：説明資料3・47ページに記載 潰廃事由：平成30年7月豪雨により土石が流入し、耕作できる状態でなくなった。 現地確認：現地は土石が流入しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
事務局員 (西城出張所)	受付番号49 位置等：説明資料48・49ページに記載 潰廃事由：平成10年頃廃業し、そのままにしているため山林となった。 現地確認：現地は山林化しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
議長	以上で説明が終わりました。 皆様からご質疑・ご意見はございますか。 (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。

	「非農地証明申請」について受付番号 47 から 49 の 3 件を一括で採決をしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、受付番号 47 から 49 の 3 件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。
議長	続いて、会長報告です。 ・ 3 月 9 日 農業委員会会長・事務局長会議 ・ 11 日 女性協議会シンポジウム ・ 18 日 常設審議会 ・ 24 日 ウーマンネット研修会 ・ 25 日 女性協議会 三役会議 ・ 29 日 農業会議総会
青才委員	・ ウーマンネット研修会の詳細 について報告を行った。
議長	引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ・ 令和 3 年分庄原市農地賃借料 ・ 第 11 回役員会 ・ 農業委員会による最適化活動の推進等について ・ 庄原市農業委員会積立金会計決算報告 ・ 令和 3 年度庄原市農業委員会年間事業実績 ・ 今後の主な日程 について報告を行った。
議長	皆様から他に何かございますか。
堀江委員	・ 改選時に女性委員を増やすための啓発活動

議長	について意見を述べた。 他にございませんか。 (なしという声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第1回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時35分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和4年4月5日

議長
(道下 和子) _____

9番委員
(森兼 貢) _____

10番委員
(前田 耕廣) _____